

特記仕様書

業務名 「(仮称) 奈良県総合防災体制基本構想」 検討業務
業務番号 第1-防1号
業務場所 奈良県全域
履行期限 令和7年3月24日

第1条 (業務目的)

南海トラフ地震等の大規模かつ広域的な災害では、県や非被災市町村の支援のみでは十分な応急対策活動が困難であることが予想されるため、県が全国的な応援を迅速かつ円滑に受け入れ、被災市町村を支援し、被災者支援につなげることが重要となる。そのため、本県では、広域防災拠点の追加指定を行うとともに、県立橿原公苑や五條市の県有地等を活用し、防災力の強化を図っているところである。

本業務では、奈良県の新たな防災体制の方向性をとりまとめることを目的に、県全体の防災体制を総合的に検討し、「(仮称) 奈良県総合防災体制基本構想」(以下、「基本構想」という。)の策定を支援する。

第2条 (業務内容)

1. 資料収集・整理

本業務の実施にあたり、必要となる基礎資料(先進事例、国、本県における過年度の検討、その他関連事項)を収集し、整理する。

2. 実施計画立案

本業務の目的、作業内容について十分把握のうえ、実施方針、検討条件・方法、工程、実施体制等を整理し、実施計画書を立案する。

3. 「(仮称) 奈良県総合防災体制基本構想」の策定支援

奈良県の被災が想定される災害に対し、本県における防災体制の現状を把握するとともに課題を抽出する。また、発災時、応援部隊や支援物資の受け入れの中心となる広域防災拠点について、基本的な考え方を整理するとともに、各拠点の役割・分担を確立、配置・運用を踏まえた連携体制の明確化を行い、これらを取りまとめた基本構想案を作成する。

(1) 防災体制の現状把握および課題抽出

① 広域防災拠点等の現状および課題の整理

- ・既存の広域防災拠点、五條市県有地、道の駅「クロスウェイなかまち」、県立橿原公苑、橿原運動公園(以下、「広域防災拠点等」という。)について、既存資料等により現状を把握するとともに、広域防災拠点として活用する際の課題を抽出する。
- ・本県における防災体制を整理するとともに他府県の防災体制の事例を収集し、とりまとめる。

② 「大規模広域防災拠点整備基本計画」の実現可能性調査

- ・「大規模広域防災拠点整備基本計画」について、過年度の調査検討を踏まえ、土砂搬入量、事業期間等を精査するとともに、事業の実現可能性を再検討する。

(2) 想定災害における検討

① 想定災害における受入量等の算出

- ・本県の被災が想定される災害(南海トラフ地震、奈良盆地東縁断層帯地震、大和川水害とする。)について、被害想定に基づき応援部隊および支援物資の受入量及びその必要面積を算出する。

- ・なお、大和川水害については、論理的な手法に基づき、条件を設定のうえ、市町村ごとの人的被害（死傷者数、孤立者数、避難者数）および物的被害（建物被害、ライフライン被害）といった被害想定を実施し、受入量等を算出する。

②広域防災拠点等の被災リスクの整理

- ・想定される災害に対して、広域防災拠点の被災リスクの調査および分析を行う。
- ・県立樫原公苑および五條市県有地については、周辺のアクセス道路を含め、近隣のボーリングデータ等から液状化の可能性について分析する。なお、近年の大地震における液状化の事例に基づき、被害程度を調査するとともに、近隣府県の広域防災拠点の液状化の可能性も調査する。

(3) 広域防災拠点等の役割分担等の検討

①基本的な考え方の整理

- ・本県の地理的特性を踏まえ、想定される災害に対して迅速かつ円滑に対応できるよう、広域防災拠点の配置、役割分担について、体系的に整理する。なお、他府県の事例を踏まえ、複数案を比較検討することにより、本県にとって最適な体系的整理とすること。

②広域防災拠点等の役割の整理

- ・県の地理的特性、広域防災拠点等の諸元・配置、被害想定等を鑑み、本県の被災が想定される災害について、災害ごとに広域防災拠点等の役割とその分担を整理し、明確にする。
- ・役割の整理にあたっては、上記（2）を踏まえて受入に必要な規模を確定させたうえ、進出、救助活動、航空搬送、物資輸送の4つの機能について整理する。
- ・災害ごとに3ケース程度（道路が寸断された場合の最悪ケースなど）を想定して整理するほか、輸送経路（特に空路の活用）等を踏まえた整理とする。
- ・なお、法規制（航空法の規定による制限表面など）および被災リスク（液状化など）を考慮して実効性に留意すること。

③県立樫原公苑および五條市県有地が果たすべき役割の整理

- ・上記②を踏まえ、県立樫原公苑および五條市県有地が果たすべき役割を整理した上で、担うべき機能および規模を検討する。
- ・県立樫原公苑の検討の際には、樫原運動公園との連携を視野に入れた想定を行う。
- ・五條市県有地については、平常時の活用、概算事業費等の経済性についても検討すること。

④広域防災拠点における受援の考え方の検討

- ・広域防災拠点等の運用を具体化するに向け、具体運用上の課題を整理し、対応策を立案する。
- ・広域防災拠点等において活動が想定される「救助・救急、消火活動」、「物資調達」、「災害医療」について、目標、基本方針、活動に係る実施事項等の必要項目を整理のうえ、広域防災拠点における受援の考え方としてとりまとめる。

(4) 消防学校に係る検討

消防学校は、消防職員及び消防団員の資質を高めるための教育訓練機関であるが、現施設は老朽化が顕著で、敷地面積が狭いことなどから、現在の消防救急活動に即した教育訓練が十分に行えないため、早期の移転整備が喫緊の課題である。このことから現施設の課題を解消し、本県消防力の向上を早急に進めるため、平常時の消防学校の教育訓練機能とともに、発災時に消防学校に求められる機能等のあり方を検討し、移転候補地を選定する。

①あり方の検討

- ・本県に必要な消防職員等を育成するための教育訓練機能及び広域防災拠点との連携を踏まえ、消防学校の立地条件について比較検討する。
- ・発災時において消防学校に必要な防災機能を明確化する。

②移転候補地の選定

- ・令和5年度に県消防救急課において評価を行った移転候補地、評価基準を参考に、移転候補地について検討し、消防学校の移転場所として最適な候補地を選定する。

- ・なお、移転候補地が災害リスクを有する場合には、その対策を検討すること。(例：浸水想定区域の場合、災害対策の事例調査と災害対策の検討など)
- ・別途県が実施するアンケート調査の結果をとりまとめ、分析を行うとともに、図表等を用いたわかりやすい表現方法により概要を作成する。

(5) 五條市県有地に係る検討

①整備方針の検討

- ・上記(3)を踏まえるとともに各種法令等と整合を図りつつ、五條市県有地における基本的な整備の方針を検討する。なお、発災時に効果的、効率的に活用することに主眼を置くこととするが、平時の活用についても検討内容に盛り込むこと。

②配置計画の検討

- ・整備方針に基づき、必要な施設の配置、ゾーニング、導線、配置施設の形状等を考慮し、効果的な配置計画を複数案提案する。また、経済的合理性を含めて比較検討を行う。

(6) 「(仮称) 奈良県総合防災体制基本構想」の作成支援

上記の検討結果をとりまとめ、「(仮称) 奈良県総合防災体制基本構想」案を作成する。なお、広域防災拠点等を運用した場合に想定される課題、今後の受援計画の作成に向けた課題について整理すること。

4. 部会の運営支援

基本構想の策定にあたり、有識者等から構成される部会(有識者等10名程度)の運営支援(3回分)を行う。発注者との協議により、部会の資料作成を行うとともに、議事録作成を行う。

5. 報告書の作成

上記1～4を報告書にとりまとめる。

6. 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時(4回)、最終報告時の計6回行うものとし、管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議の議事録を作成し、速やかに提出する。中間打合せは以下の次期に実施する。

- (1) 第2条(業務内容)3.(2)の業務完了後
- (2) 第2条(業務内容)3.(3)の業務完了後
- (3) 第2条(業務内容)3.(4)の業務完了後
- (4) 第2条(業務内容)3.(5)の業務完了後

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

第3条(スケジュール)

令和6年5月中旬	契約
5月～	部会開催
12月	基本構想素案作成
令和7年2月	基本構想策定

第4条(履行期間)

本業務の履行期間は、契約日から令和7年3月24日までとする。

第5条（資料の貸与）

本業務の実施にあたり、過年度における以下の資料（電子データ一式）を貸与する。

- (1) 令和4年度 広域防災拠点の運用に関する検討業務
- (2) 広域防災拠点のあり方検討支援業務委託

第6条（成果品の提出）

本業務は、電子納品対象業務とする。成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務などの電子納品要領」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書を納品する。

提出する成果品と数量は次のとおりとするが、要領で特に記載が無い項目については調査職員と協議のうえ決定するものとする。

- ① CD-Rに納められた電子データ 2部
- ② 製本版（報告書（簡易製本）） 2部

なお、作成された成果品にかかる著作権は発注者に帰属するものとする。

第7条（業務上の留意事項）

- ・本業務にあたっては、本特記仕様書によるほか、土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月 奈良県県土マネジメント部）によるものとする。
- ・業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ・委託契約完了に関わらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正すること。
- ・本業務説明書に明示なき事項等について疑義が生じた場合には、発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- ・次に掲げる「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」について、遵守すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。